

令和8年第3回姫路市議会定例会（未定稿）

令和8年9月14日（月）

○白井義一議員（登壇）

公明党、白井義一でございます。

早速ではございますが、通告に基づき6項目19点について質問いたします。

1項目めは、令和7年度決算についてお伺いいたします。

令和7年度の一般会計決算は、歳入決算額が約2,639億円、歳出決算額が約2,550億円となり、翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は約55億円の黒字となっております。

一方で、単年度収支は約2億5,000万円の赤字となっており、歳入・歳出の両面から今後の財政運営について確認しておく必要があると考えます。

そこで、以下3点についてお伺いします。

1点目は、市税収入の増加と今後の財政見通しについて。

令和7年度の市税収入は、前年度と比較して約49億9,000万円の増となっております。その主な要因として、個人市民税については定額減税の影響が縮小したことや給与所得の増加、固定資産税については企業の新規設備投資の増加などを挙げられています。

市税は歳入の約4割を占める重要な財源であります。よって、市税収入が増加したこと自体は大変評価すべきことであると思います。

しかしながら、今回の増収要因として挙げられた定額減税の影響の反動や企業の設備投資などは、一時的あるいは景気動向に左右されるものではないかと考えます。

今後、人口減少や少子高齢化が進む中で、現在の市税収入の水準を将来にわたって維持できるのかという点については、慎重に考える必要があります。

令和7年度の市税収入の増加について、どのように捉え、分析しているのでしょうか。また、今後の人口動態や企業活動などを踏まえ、中長期的な市税収入の見通しをどのように分析しているのか、お聞かせください。

2点目は歳出の増加と市民サービスについて。

令和7年度の歳出は前年度と比較して約95億7,000万円、率にして約4%増加しております。性質別に見ましても、人件費、扶助費、公債費から成る義務的経費が増加しています。

人件費については給与改定、扶助費については児童手当の増加など、一定程度やむを得ない経費の増加であることは理解しております。

また、投資的経費についても、手柄山平和公園の再整備や消防指令システムの更新など将来の姫路市に必要な事業が実施されています。

しかし、今後も物価高や人件費の上昇、社会保障関係経費の増加が続けば、義務的経費がさらに財政を圧迫することが懸念されます。

令和7年度の歳出増加について、市としてどのように評価しているのでしょうか。特に、義務的経費の増加について、今後どの程度まで増加することを想定しているのか。

また、限られた財源の中で、単に予算を執行するだけではなく、「市民生活をどれだけ向上させたのか」という成果の視点から、令和7年度の主要事業をどのように検証しているのか、ご所見をお聞かせください。

3点目は、基金と市債を含めた将来の財政負担について。

令和7年度末の基金残高は約755億円で、前年度と比較して約15億円減少しております。

一方、全会計を合わせた市債残高は約2,863億円となり、前年度から約4億8,000万円増加しております。

財政健全化指標を見ますと実質公債費比率は2.9%となっており、国が示す早期健全化基準などと比較すれば、現時点で直ちに問題のある状況ではないことは理解しております。

しかし、今後、手柄山平和公園の再整備をはじめ、大型公共施設の整備や学校施設、道路などの老朽化対策が必要となる中で、基金を取り崩し、市債を活用する事業が続けば、将来世代の負担にもつながります。

令和7年度の基金残高の減少と市債残高の増加について、市としてどのように評価しているのでしょうか。また、今後予定されている大型事業や公共施設の更新などを考慮した場合、現在の基金残高と市債残高の水準は将来の財政運営において十分な余力があると考えているのでしょうか。

将来世代に過度な負担を残さないためにも、基金、市債、そして今後の大型事業を一体的に捉えた中長期的な財政見通しについて、市のお考えをお聞かせください。

今後も限られた財源を効果的に活用し、市民の皆様にとって必要な施策にしっかりと財源を振り向けていただくことを要望いたします。

2項目めは、在宅・車中泊避難に対する支援体制についてお伺いいたします。

はじめに、本年発生いたしました令和8年熊本地震、ま

た、千葉県や石川県など頻発する記録的な集中豪雨により犠牲となられた方々に心から哀悼の意を捧げますとともに、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

近年の災害を振り返りますと、2016年の熊本地震から今年で10年を迎えますが、当時も多くの住民が避難所だけでなく、余震への恐怖やプライバシーの懸念から、やむを得ず車中泊避難を選択しました。

自然災害が激甚化・頻発化する中、被災者が直面する避難生活の現実というのは、私たちの想像以上に多様化しています。

特に近年、避難所における感染症への懸念、ペットの存在、あるいは要介護者のケア、さらには避難所の環境そのものが合わないといった様々な理由から、避難所に行きたくても行けない、あるいは行かない選択をする被災者が急増しています。

在宅避難ですと余震による家屋の崩壊の危険があります。また、車中泊避難はエコノミークラス症候群の危険性があるだけでなく、近年の猛暑の中では、熱中症により尊い命が奪われる悲惨なケースが後を絶ちません。車内という密閉された空間での避難生活は、まさに命の危険と隣り合わせなのです。

こうした状況を受け、国は令和6年6月に在宅・車中泊避難者等の支援の手引を公表し、自治体に対し、避難所以外にいる被災者の把握や物資・情報の提供といった支援の仕組みをあらかじめ構築するよう強く求めています。

私は、本市の地域防災計画を確認いたしました。計画そのものにおいて、在宅避難や車中泊避難についての記載や言及はあるものの、実際の災害時において、誰がどのように実態を把握し、どう具体的な支援の手を差し伸べるのかという点においては、どうしても具体性や実効性に欠けるのではないかと、との危惧を抱いております。

避難所の外で孤立しかねない状態で耐えている市民の皆様に対し、姫路市としてどのように寄り添い守っていくのか。以下3点について質問いたします。

1点目は、避難所以外（在宅・車中泊）で避難生活を送る被災者の実態把握と支援の方針について。

国が手引を示したように、避難所に来ない被災者の安否やニーズを把握しなければ支援の手を届けることはできません。

本市では、災害時に自宅や車で避難生活を送る市民の把握方法や孤立を防ぐための支援体制をどのように構築し

ていくお考えでしょうか、ご見解をお聞かせください。

2点目は、車中泊避難ガイドライン等、具体的な行動指針策定の必要性について。

防災計画の記載にとどまらず、車中泊避難における熱中症対策やエコノミークラス症候群の防止、さらには駐車スペースの確保やトイレ・ゴミといった衛生環境の維持について、市民や職員が迷わず動けるような車中泊避難ガイドラインを独自に作成すべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

3点目は、在宅・車中泊避難者への物資・情報提供と、平時からの備え（啓発・連携）について。

避難所にいる被災者と同様に、在宅や車中泊を余儀なくされている方々に対しても、食料、水、最新の災害情報が行き渡る仕組みが必要です。避難所を拠点とした物資配給の対象拡大や情報提供の方法、民間事業者・支援団体との連携、そして市民への事前の周知や啓発を含め、平時からの備えをどのように進めていくのか、ご見解をお聞かせください。

災害時の避難行動は、もはや指定避難所に行くだけの時代ではないと考えます。多様化する避難の形に合わせた、きめ細やかな行政の対応こそが多くの尊い命を救うことにつながるのではないのでしょうか。

市民一人一人の命と健康を守り抜くため、実効性のある柔軟な防災・減災体制の構築をよろしくお願いいたします。

3項目めは、犯罪被害者の転居支援についてお伺いいたします。

犯罪被害者への支援は、犯罪そのものによる身体的・精神的な被害だけでなく、その後の生活に生じる様々な困難に対して、行政が寄り添い、支えていくことが重要であると考えます。

犯罪被害に遭われた方は、治療費や休業による収入減少、警察や裁判への対応、家族への影響など、突然、それまでの日常生活を大きく変えられることになります。

特に、ストーカーや性犯罪、DV、傷害事件などでは、加害者から再び接触される不安から安全確保のために転居が必要となる場合があります。また、自宅が犯罪現場となった場合には、事件を思い出してしまうことなどから住み続けることが困難になる場合もあります。

つまり、犯罪被害者にとって転居は、単なる引っ越しではなく、安心して生活を取り戻すための重要な生活再建の手段であります。

本市では、平成23年4月から姫路市犯罪被害者等支援条例を施行し、相談、情報提供、見舞金などの支援を行ってきました。

しかし、条例制定から約15年が経過し、犯罪被害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

S N Sの普及により、被害者の氏名や住所、事件に関する情報がインターネット上で拡散されるなど、2次被害につながる危険性も高まっています。また、ストーカーや性犯罪、DVなどでは、被害者の安全を確保するため従来の住居から離れることが必要となるケースもあります。

こうした中、国においても犯罪被害者等の居住の安定を重要な支援の1つと位置づけており、自治体によっては転居費用やハウスクリーニング費用を助成する取組も行われています。

兵庫県においても大きな動きがあります。

兵庫県では、令和5年4月に犯罪被害者等支援に関する条例を施行し、令和6年3月には支援計画を策定しました。そして令和8年度からは、これまでの遺族見舞金、重傷病見舞金に加え、新たに転居費用に対する見舞金制度を創設しています。

県が犯罪被害者の転居を、生活再建を支える行政支援として明確に位置付けたことは、本市としても注目すべきであります。

また、県内の先進事例として尼崎市があります。

尼崎市では、見舞金に加えて、家事援助、一時保育、家賃助成、転居費用の助成などを制度化しています。

現行制度では、犯罪被害発生後に最初に転居した場合、その費用について18万円を上限として助成しています。さらに令和8年度には、既存の転居費用等の補助を拡充する方針も示しています。

このように、犯罪被害者支援は、一度制度をつくって終わりではなく、社会情勢や被害者の実態に合わせて継続的に見直していくことが重要であると考えます。

本市では現在、犯罪行為により1か月以上の重傷を負った場合の傷害見舞金10万円、犯罪により死亡した場合の遺族見舞金30万円などが制度化されています。

これまで本市が犯罪被害者支援に取り組んできたことは非常に評価しております。

一方で、条例制定から約15年が経過した現在、当時の制度が今日の犯罪被害者を取り巻く状況に十分対応できているものか、改めて検証する必要があるのではないでしょ

うか。

特に転居する場合には、引っ越し費用だけでなく、敷金・礼金、仲介手数料、鍵の交換費用、家財の運搬費用など、短期間にまとまった費用が必要となります。

犯罪被害によって仕事を休み、収入が減少している中で、これらの費用を被害者本人が負担することは大きな負担となります。

だからこそ、被害者が安全を確保するために転居を必要とした際、経済的な理由によって転居をためらうことがないように、行政が支援することが重要であります。

そこで、以下3点質問いたします。

1点目として、平成23年4月の条例制定から約15年が経過した現在、姫路市として、犯罪被害者等支援条例及び現在の支援制度について、社会情勢や犯罪被害の実態の変化を踏まえた検証を行っているのか、お尋ねいたします。

2点目として、兵庫県が令和8年度から転居費用に対する見舞金制度を創設し、また、尼崎市をはじめとする他都市においても転居費用助成を拡充している状況を本市はどのように評価しているのか、お尋ねいたします。

3点目として、犯罪被害者が安全確保や2次被害防止のために転居を余儀なくされた場合、引っ越し費用や敷金・礼金など、転居に伴う経済的負担を支援する転居費用助成制度、あるいは転居見舞金制度を本市においても創設する考えはないのか、お尋ねいたします。

私は、犯罪被害者支援について、犯罪が起きてから何をするかだけではなく、被害に遭った方がもう一度安心して普通の生活を取り戻すまで行政がどこまで寄り添えるかが重要だと考えます。

犯罪被害者が、「行政に相談してよかった」、「これで安心して生活を立て直すことができる」と感じられる支援体制をつくることは、安全・安心のまちづくりを進める本市の責務ではないでしょうか。

その1つとして、犯罪被害者の転居支援について、ぜひ前向きな検討をしていただくことを求めます。

4項目めは、肝炎ウイルス検診の推進と受診者数の向上について伺います。

我が国における肝がんの原因の多くは、B型およびC型肝炎ウイルスへの持続感染に起因しているとのことです。

しかし、様々な資料を見ますと、医療の進歩は目覚ましく、C型肝炎においては近年の飲み薬、直接作用型抗ウイルス薬の発展により、高い確率で体内からウイルスを除去

できるようになりました。

また、B型肝炎においても、完全排除は容易ではないものの、ウイルスの活動を強力に抑える核酸アナログ製剤などの治療薬により、肝硬変や肝がんへの進展を確実に予防できると言われております。

つまり、現在の肝炎対策において最も重要なのは、いかに早くウイルス感染を見つけ出し早期の受検・受診・受療へとつなげるかが大切だと言われています。感染に気づかぬまま放置され、気づいた時には重症化しているという悲劇を、行政の力で断固として防ぐことが必要と考えます。

このたび、兵庫県肝炎対策協議会の資料等を見させていただきました。姫路市における令和5年度の肝炎ウイルス検診の受診者数は3,378人であったものが、令和6年度には1,818人と、僅か1年間で実に半数近く約1,560人も激減していました。

この急激な減少の背景には何があるのでしょうか。患者の会の方々からも強いご指摘をいただいておりますが、姫路市はこれまで5歳刻みで行ってきた個別勧奨の対象年齢を40歳以上70歳まで、10歳刻みへと変更し、無料クーポンの配布も同様に10歳刻みへと縮小してしまいました。

県下の多くの自治体が依然として受診機会の多い5歳刻みの個別勧奨を維持・継続している中、姫路市が逆行するかのようには間隔を広げたことが、この受診者の減少を招いた主因であると考えられます。

この事態を鑑み、市民の命と健康を守るため、以下3点についてお聞きいたします。

1点目は、受診者数激減の受け止めと原因の分析について。

令和5年度の3,378人から令和6年度に1,818人へと、僅か1年間でこれほどの受診者数が激減したことについて、この結果をどのように受け止められているのでしょうか。

制度変更、すなわち、5歳刻みから10歳刻みへの個別勧奨の変更及び無料クーポンの縮小が最大の引き金になったと私は推測しますが、市としてこの受診者激減の要因をどのように分析しているのか、明確なご見解をお願いします。

2点目は早期発見・早期治療の重要性と個別勧奨の意義について。

冒頭に述べたとおり、C型・B型肝炎は適切な治療により肝がんへの移行を防ぎ、健康な生活を維持できる時代です。だからこそ、自覚症状のない初期段階でいかに発見し、

治療につなげるかが行政の役割の核心であると考えます。

10歳刻みの勧奨では、受診の機会や市民へのインパクトがあまりにも少なすぎるのではないのでしょうか。他市町が5歳刻みの個別勧奨を継続し、受診率の維持・向上に努めている中で、なぜ姫路市だけが受診機会を狭めるような見直しを行ったのか。早期発見・早期治療の重要性という大原則に照らし合わせ、この判断が本当に市民の健康利益にかなっているのか、そのご見解をお聞かせください。

3点目として、5歳刻みの個別勧奨と無料クーポンへの再導入の可能性について。

受診者数を取り戻すには中途半端な対策では不十分と考えます。患者の会の方々の切実な願いでもある、令和5年度までの5歳刻みの個別勧奨及び無料クーポンの制度へと速やかに戻すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

予算上の課題や事務負担の問題もあるかもしれませんが、市民の命を守る医療・保健施策において、これほどの激減には対策が必要と考えます。次年度、あるいは可能な限り早期に、5歳刻みの個別勧奨及び無料クーポンの再導入に踏み切っていくべきだと思います。

肝炎ウイルスは、適切な治療を受ければ決して恐ろしい病気ではないと思います。しかし、見逃されれば大変なことになります。姫路市の受診者数の増加と、市民の健康を守るため、前向きなご答弁をお願いいたします。

5項目めは、発達障害など配慮が必要な中学生の卒業時の進路指導についてお伺いします。

現在、公立中学校の現場では、いわゆる発達障害、自閉スペクトラム症、ADHD、学習障害などやそれに準ずる困難を抱える生徒が増加傾向にあると言われております。通常学級に在籍しながら支援を必要としている生徒も少なくありません。

日々の学習や学校生活において、教職員の皆さんが懸命に配慮・対応してくださっていることには、心から敬意を表します。

しかし、中学卒業後の進路指導という最大の岐路に立ったとき、現場の先生方、そして本人や保護者から、深刻な悩みの声をお聞きすることがあります。

保護者や当事者からは、「うちの子に一体どんな高校や選択肢が合っているのか分からない」、「中学校の先生から、専門的な進路情報の提供やアドバイスが十分に得られず、孤立感を感じている」といった切実な相談が多い状況です。

そこで、以下4点についてお聞き致します。

1点目は、中学校における配慮が必要な生徒に対する進路指導の現状と課題について。

中学校の現場の先生方としては、日々の授業や生徒指導に追われる中、多様化・複雑化する特別支援教育や、各高校の専門的な受入れ体制・障害者雇用の最新動向まで網羅するのは、知識や時間の面で限界があるという率直な実情があるのではないかと思います。

担任の先生個人の熱意や力量だけにこの重い負担をかけるだけでなく、教育委員会、そして市全体として一歩踏み込んだ組織的・専門的な支援体制を構築すべきではないかと考えます。様々な努力をされていると思いますが、現在の市内の中学校における配慮が必要な生徒に対する進路指導の現状と課題についてお聞かせください。

2点目は、行政の伴走型支援について。

この課題に対し、先進的な自治体では学校任せにするだけではなく、行政が主体となって重層的な支援に乗り出しています。

教育委員会や福祉部局が連携し、中学校3年生の早い段階から、福祉や特別支援の専門知識を持つ進路コーディネーターやスクールソーシャルワーカーが家庭へのアウトリーチ支援を行っている自治体もあるようです。

また、進路ガイドブックを独自作成し、配布をして、障害特性に応じた高校選びの基準や、合理的配慮の実績がある私立・定時制・通信制高校の情報をまとめた、当事者目線の冊子を各家庭に提供しているようです。

専門相談窓口の設置と巡回相談の強化、保護者が学校以外の場所でも進路や将来の自立について専門家に直接相談できる体制を常設している自治体もあります。

こうした自治体では、中学校を卒業した後に行き場を失う、あるいはミスマッチで早期に不登校や中退になってしまうというケースを大幅に減らすことに成功しているようです。

本市においてもいろいろと努力されていると思いますが、さらなるこうした行政主導の伴走型支援体制が必要と考えます。ご見解をお伺いいたします。

3点目は、保護者向けの進路説明会・相談会の市としての開催について。

各中学校単位での対応には限界があるため、市教育委員会や総合教育センター等が主体となり、特別支援教育に詳しい専門家や多様な進路先、特別支援学校・通信制高校・

福祉事業所などの担当者が一堂に会するような合同の進路ガイダンスや相談会を開催してはどうかと考えます。ご所見をお聞かせください。

4点目は、福祉部局や就労支援機関との強力な推進、庁内連携について。

教育だけで完結させず、福祉や労働の部局と早期から情報を共有し、卒業後のライフステージを見据えた切れ目のない支援体制をつくることが不可欠と考えます。本市の現状と今後の所見についてお聞かせください。

発達障害など配慮が必要な子どもたちが自分の特性を前向きに捉え、希望を持って次のステージへと羽ばたいていけるよう、姫路市の教育行政の推進力に期待いたします。

6項目めは、非喫食児童に対する昼食費支援についてお伺いします。

今年度より、国の学校給食費の抜本的な負担軽減施策に伴い、本市においても姫路市立の小学校の給食費が無償化されました。子育て世帯の経済的負担を大幅に軽減する画期的な取組として、保護者の皆様からも大きな喜びと感謝の声が寄せられております。改めて、市の執行機関のご尽力に敬意を表します。

一方で、全ての児童が等しく恩恵を受けているかというと、そうではない実態があります。それが、何らかの事情により学校給食を食べていない、いわゆる非喫食児童の存在であります。

文部科学省の学校給食費負担軽減交付金実施要領や関連するQ&Aでは、重度のアレルギーやその他の疾患、宗教上の配慮、そして不登校などやむを得ない事情により恒常的に学校給食を喫食しない児童についても、給食費算定における在籍児童として計上してよいことが明記されています。さらに、こうした非喫食児童やその保護者に対して、学校給食費相当額の金銭給付または現物給付を実施できる旨も示されています。

県内では、例えば、西宮市において小学校等の非喫食児童の保護者を対象に、国や県の交付金を活用した学校給食費負担軽減給付金として月額5,200円、特別支援学校小学部は6,200円の給付事業が既に実施されております。兵庫県下でも既にこうした支援が広がっていると聞いております。

特に、不登校児童の家庭においては学校に通えないという精神的・心理的な苦勞に加え、自宅での昼食の用意に伴う食材費の増大や、保護者が付き添いや離職を余儀なく

されることによる経済的な圧迫など、深刻な負担を強いられていることをよく伺う機会があります。

この課題について、本市の現状と今後の対応を問うため、以下3点について質問いたします。

1点目は、本市における在籍児童数の算定方法と非喫食児童分の取扱いについて。

国の交付金を活用する上での本市の算定実態についてお伺いします。

国の学校給食費の抜本的な負担軽減に関するQ&Aでは、給食を喫食していない児童や他の市町村から通学している児童であっても、本事業の食材費算定における在籍児童として計上してもよいとされております。

そこでお尋ねします。

本市において、今年度の国交付金の算定に当たり、不登校やアレルギー等で実際に給食を食べていない、すなわち非喫食である児童の数はどのように把握し、在籍児童数にどのように計上されているのでしょうか。また、その非喫食児童分の交付金相当額は現在どのように処理されているのか、お聞かせください。

2点目は、非喫食児童の保護者が直面している経済的実態と支援の必要性について。

冒頭に述べたとおり、不登校児童の家庭では学校給食が無償化された恩恵を受けられない一方で、自宅での昼食の用意が必要となり、物価高騰の中、食費の負担が重くのしかかっています。また、子どもに寄り添うために保護者が働き方を制限せざるを得ないケースもあり、家計への打撃は計り知れません。さらには、給食を食べている児童の家庭との間に、いわば不公平感や支援の格差が生じていると言わざるを得ない状況となっています。

この非喫食家庭が置かれている経済的負担感の増大という実態についてどのように認識されているのか、ご見解をお聞かせください。

3点目は、学校給食費負担軽減給付金の創設について。具体的な支援策の創設についてであります。国の交付金要領やQ&Aでは、やむを得ない事情により恒常的に給食を喫食できない児童生徒等に対して、学校給食費相当額の金銭給付または現物給付が実施できることが明確に示されております。

先ほど挙げた西宮市をはじめ県内の複数の市町では、国の交付金等を活用し、アレルギーや不登校等の事情で給食の提供を受けていない児童の保護者に対し、月額給付金

を支給する仕組みを実現しております。

本市においても、学校給食が無償化されたのであれば、不登校やアレルギー等で給食を食べていない児童の家庭に対しても、公平性の観点及び子育て世帯への支援の観点から、同様の給食費の負担軽減に係る給付金制度を速やかに実施すべきと強く要望いたしますが、前向きな答弁を求めます。

不登校やアレルギーのある子どもたち、そしてそのご家庭は、今この瞬間も孤独感や経済的負担に耐えながら日々を過ごされております。全ての子どもの育ちと学びを支え、保護者の負担をあまねく軽減していくことは行政の重大な責務であると考えます。よろしく願いいたします。

以上で、私の第1問を終了いたします。

○西本真造議長

議事の都合によりしばらく休憩します。

再開時刻は午後1時10分とします。

△午後0時04分休憩

△午後1時08分再開

○西本真造議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

白井義一議員の質疑質問に対する答弁を求めます。

井上副市長。

○井上泰利副市長（登壇）

私からは、1項目めについてお答えいたします。

まず、1点目についてでございますが、市税収入が増収となった主な要因といたしましては、個人市民税における給与所得の増加と、国の定額減税の影響の縮小が挙げられます。

このうち、給与所得の増加については賃上げの影響が大きく、近年の物価上昇傾向が続く限り、規模の大小はあるものの当面は継続するものと見込んでおります。

一方、定額減税はデフレ脱却に向けた一時的な措置として実施されたものであり、その反動増は令和7年度限りの特殊要因となっております。

次に、今後の人口動態や企業活動を踏まえた中長期的な市税収入の見通しについてでございます。

市税は、国税や都道府県税と比べて景気変動の影響を受けにくく、比較的安定的に税収を確保できる税目で構成されています。

しかし、少子高齢化や人口減少は労働力人口の減少に加

え、企業活動や経済活動の縮小につながる可能性があります。市税収入は、もともと経済や社会情勢の様々な影響を受けるものであることから、将来にわたる詳細な見通しを立てることは困難であります。

本市といたしましては、国における税制の議論の動向を注視しつつ、全国市長会や中核市市長会の要望活動を通じて、税財源の充実・確保を主張してまいりたいと考えております。

次に、2点目についてでございますが、本市の令和7年度決算におきましては、投資的経費として、手柄山平和公園の再整備、消防指令システムの更新、新市立高等学校の用地取得などを実施し、既存施設の老朽化対策、システムの更新及び施設の統廃合に取り組みました。

また、経常的経費として、プレミアム付き商品券事業や子育て応援手当給付事業などの物価高騰対策を実施いたしました。

その結果、歳出額は増加しておりますが、物価等の上昇による市民生活への影響の緩和などの課題にも適切に対応できたものと評価しております。

義務的経費につきましては、人件費や扶助費などが増加したことにより、前年度比28億7,123万6,000円、2.2%の増となりました。

今後の推移につきましては、具体的な金額をお示しすることは困難ですが、給与改定による人件費の増加や物価等の上昇を反映した扶助費の増加が継続するものと見込んでおります。

また、本市の主要事業は、市民の皆様のL I F Eに関わる4つのテーマの実現に向け、特に注力する事業として位置づけております。成果の検証につきましては、主要事業を含む全ての事業について、毎年度、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、個々の事業の必要性や効果を検証し、予算編成を通じて効率化を図っております。

また、本市の総合計画の取組の一環として、政策全体の成果を客観的な成果指標や市民満足度調査に基づき評価する政策評価を3年ごとに実施しております。

今後もこれらの取組を活用し、市民生活の向上につなげられるよう、事業の最適化を図ってまいります。

最後に、3点目についてでございますが、令和7年度は、手柄山平和公園再整備事業の財源として、21世紀都市創造基金から13億4,000万円を取り崩すなど、各基金を目的に沿って活用した結果、基金残高は減少しました。

また、市債につきましては、学校体育館空調整備事業、消防指令システム整備事業、手柄山平和公園再整備事業などの進捗に伴い、市債残高が増加しております。

基金残高及び市債残高の増減は、中期的な投資事業の調整の下、いずれも予算編成時に精査し想定していたものであり、令和7年度における実質公債費比率などの各種財政指標の算定結果からも健全な財政状況にあるものと認識しております。

今後も、新美化センター整備などの大規模事業が控えていることから、市税収入の上振れなどを活用し、適宜基金への積立を行うとともに、交付税措置のある市債メニューを最大限に活用するなど、適正な市債発行に努めつつ、財政の健全性の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

村田危機管理担当理事。

○村田 泉危機管理担当理事（登壇）

私からは、2項目め及び3項目めについてお答えいたします。

まず、2項目めの1点目についてでございますが、災害時において在宅避難や車中泊避難を行う被災者は、避難所に滞在する方と比べ、所在や健康状態、必要とする支援内容の把握が難しく、必要な支援が行き届かないまま孤立するおそれがあります。

このため、小学校等の拠点避難所を地域における情報、物資、相談支援等の中核として位置づけ、自主防災会や福祉関係機関等と連携しながら、支援を必要とする世帯の状況把握に努めてまいります。

また、必要に応じて市職員等による巡回訪問や見守りを行い、在宅避難者や車中泊避難者の状況や支援ニーズを把握してまいります。

具体的には、保健師、福祉関係者、NPO等の関係者が協議する場を設け、平時から役割分担や情報共有の方法を整理するとともに、デジタル技術を活用した状況把握システムの導入などについても検討してまいります。

次に、2点目についてでございますが、車中泊避難には、エコノミークラス症候群の予防をはじめ、暑さや寒さへの対応、健康管理、必要な情報の入手など様々な課題があります。

このため、市民の皆様や市職員等が災害時に適切に対応できるよう、平時から車中泊避難に関する知識や必要な対

策を周知しておくことが重要であると考えております。

本市の車中泊避難に係るガイドラインにつきましましては、国の指針等との整合を図りながら、今年度実施するスフィア基準を考慮した指定避難所の収容人員の再算定調査、防災会議女性部会における検討成果、さらには県が新たに公表する南海トラフ地震の被害想定などを反映する予定としております。その上で、車中泊避難場所の選定や運用上の課題を整理し、次年度にはガイドラインの策定に着手してまいります。

次に、3点目についてでございますが、在宅避難や車中泊避難を行う被災者への物資や情報の提供につきましましては、避難所を地域の支援拠点としつつ、被災者が利用しやすい支援場所の設置を検討してまいります。

その際、防災行政無線をはじめ、市公式LINE、全国避難所ガイドなど多重・多様な手段を活用し、必要な物資や情報が届くよう努めてまいります。

また、災害時の応援協定に加え、平時からの意見交換や防災訓練を通じて、民間事業者や支援団体との連携をより一層強化してまいります。

市民の皆様に対しては、家庭での備蓄、携帯トイレや常備薬の準備、災害情報の入手方法、支援を受ける方法などについて、市ホームページや市政出前講座、毎月17日のひめじ防災家族会議の日の話題提供等を通じて、周知・啓発を図ってまいります。

これらの取組により、支援を必要とする方に必要な支援が確実に届く体制を整え、災害関連死の防止に向けた実効性のある対策を進めてまいります。

次に、3項目めの1点目についてでございますが、平成23年の姫路市犯罪被害者等支援条例制定以降、本市では、犯罪被害者やその家族等が受けた被害の回復及び軽減を図るため、見舞金の支給や相談支援などに取り組んでまいりました。

一方で、条例制定から約15年が経過し、国や県において制度の見直しや支援の充実が進むとともに、犯罪被害の態様や被害者が抱える課題も多様化しております。このため、被害直後の支援に加え、安全や住居の確保、生活再建までを含めた切れ目のない支援が求められているものと認識しております。

現在、国や県の制度、社会情勢の変化、犯罪被害の実態を踏まえ、他都市の支援策や制度の運用状況も参考にしながら、必要な見直しや支援の充実に向けた検証を進めてい

るところでございます。

次に、2点目についてでございますが、犯罪被害者等が加害者からの再被害を避け、また、自宅が犯罪現場となったことなどによる心理的負担を軽減しながら安全・安心に生活を再建するためには、状況に応じて転居が必要となる場合があります。

そのため、県による転居費用に係る見舞金制度の創設や県下市町における助成内容の拡充は、犯罪被害者等の置かれた状況に配慮した重要な取組であると受け止めております。

次に、3点目についてでございますが、本市におきましても、国や県の制度、他都市の取組状況、さらには被害者の支援ニーズを踏まえながら、転居費用助成制度等の創設や見舞金の拡充に向け、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

牛尾医監。

○牛尾光宏医監（登壇）

私からは、4項目めについてお答えいたします。

まず、1点目の受診者数激減の受け止めと原因の分析についてでございますが、肝炎ウイルス検診の無料クーポンの対象者を令和6年度より5歳刻みから10歳刻みに変更したため対象者数が減少し、その結果、受診者数の減少につながったと考えております。

受診者数が減少している現状につきましては、決して好ましい状況ではないと受け止めております。肝炎ウイルス検診は40歳から受診できることから、受診者数を増加させるだけでなく、できるだけ早期に受診していただくことが重要であると考えております。

次に、2点目の早期発見・早期治療の重要性と個別勧奨の意義についてでございます。我が国の肝炎対策はウイルス学の発展を基礎として、輸血や血液製剤の安全化、手術や注射機器の個別化、治療薬やワクチンの開発等によりまして大きく進展してきました。

特に、次世代への感染を食い止めるB型肝炎母子感染防止事業は、全ての妊婦を対象にしたことで母子感染が大きく減少しております。さらに、B型肝炎ワクチンが定期予防接種となったことにより、乳児の感染防止も進められております。

しかし、肝炎ウイルスに感染する要因は多様であります。過去の集団予防接種における注射器による使い回し等に

よって感染された方もおられることを考慮し、40 歳以上を対象とした早期発見・早期治療を目的とした肝炎ウイルス検診を行っております。

なお、その全てが肝炎ウイルスによるものではございませんけども、本市における肝がん及び肝内胆管がんの年齢調整死亡率を見てみますと、平成 23 年の 16.19 から令和 5 年には 6.03 まで低下しております。

このように様々な対策が講じられ、感染者数も減少してきたことから、無料クーポンの対象者を変更したところでございます。

肝炎ウイルスは通常の生活ではほとんど感染しないため、自治体を実施する肝炎ウイルス検診は生涯で 1 回のみとなっており、早期発見・早期治療の観点から 40 歳で受けていただくことが重要であると考えております。

本市では、現在、40 歳、50 歳、60 歳の節目年齢の方に対し、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポンを送付しております。複数のがん検診と合わせて肝炎ウイルスの検診の受診を促すことで、受診機会の最大化を図っております。

また、40 歳で肝炎ウイルス検診を受診できなかった場合におきましては、検診費用の一部を負担していただき、随時受診することができます。

本市の肝炎ウイルス検診の年齢別の受診率を見ますと、40 歳は他の年齢より高くなっており、県内でも上位でございます。個別に勧奨する対象は変更いたしました。節目年齢のがん検診を充実させ、肝炎ウイルス検診を受診しやすい体制にしていることから、市民の健康利益が損なわれている状況とは考えておりません。

次に、3 点目の 5 歳刻みの個別勧奨と無料クーポンの再導入の可能性についてでございますが、肝炎ウイルス検診の受診者数を増やすためには、受診機会を増やすよりも 40 歳での肝炎ウイルス検診の受診者を増やしていくことが必要と考えております。

今後は、肝炎ウイルス検診の受診者数の推移に加え、40 歳の受診状況等について確認しながら事業の検証を行ってまいります。その上で、必要に応じ、より効果的な検診体制の構築について検討してまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

久保田教育長。

○久保田智子教育長（登壇）

私からは、5 項目め及び 6 項目めについてお答えいたします。

まず、5 項目めの 1 点目についてでございますが、発達障害など配慮が必要な生徒はもとより、全ての生徒が主体的に進路を選択できるよう教育委員会と学校が連携し、個に応じた進路指導を組織的に行っております。教育委員会からも広く情報提供を行っておりますが、刻々と変化する進路情報に対応する難しさがあるとも捉えております。

次に、2 点目についてでございますが、より専門的な助言が必要な生徒には一人一人に寄り添った支援が得られるよう、スクールソーシャルワーカーや特別支援学校教員をはじめとする専門人材を活用できる体制を整えております。

次に、3 点目についてでございますが、定時制・通信制高校などの合同説明会につきましては、県をはじめ NPO 法人と市が協力するなどして開催しております。多様な進路選択に関する情報が生徒や保護者に届くよう、引き続き情報提供にも努めてまいります。

次に、4 点目についてでございますが、配慮の必要な生徒には個別の教育支援計画を作成し、福祉、医療、労働等の関係機関と適切に連携を図っております。作成した個別の教育支援計画を進学先へ確実に引継ぎを行うほか、乳幼児期から卒業後まで一貫した支援につながるよう、庁内をはじめ関係機関と緊密な情報共有や意見交換を行っております。

今後も、発達障害など配慮が必要な生徒の卒業後を見据え、一人一人に寄り添った進路指導に努めてまいります。

次に、6 項目めの 1 点目についてでございますが、交付金の算定基準となる在籍児童数は、学校基本調査における 5 月 1 日時点の在籍児童数の考え方と同様とされており、非喫食であっても在籍している児童は計上しております。また、当該交付金は学校給食の食材調達に要する財源として全て充当することにしております。

次に、2 点目についてでございますが、非喫食の児童については昼食を家庭で用意する必要があり、その分の食材費等の負担が生じていることは認識しております。

次に、3 点目についてでございますが、他市町の実施状況を参考にしながら、本市の支給基準や運用方法など具体的な制度設計について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

22 番 白井義一議員。

○白井義一議員

それぞれにご丁寧なご答弁ありがとうございます。それではちょっと第2問をさせていただきます。

まず、肝炎ウイルスの検診の件でございますけれども、ただいまの答弁では、40歳のその検診に力を入れるというのか、そういう形での答弁やったと思うんですけども。その上で検証していくということやとは思うんですけども。

ちょうどね、40歳の頃って言ったら結構子育て世代で、並びに仕事の上でもですね、大変忙しい年代、なってます。なかなかね、それでまだ若いので、そういう意識っていうのが少ない。受診の意識とかいうのもちょっと少ない。普通の定期健診とかはやってると思うんですけども、少ない年代違うかなというふうに思うんですけども。

そういったところで考えたら、いろいろとね、広告していただいて受診してもらおうというのも大切かもしれませんが、そこで見逃した、見逃したというのか、その受けなかった人が、後々ね、こんな5年ごとにねあるんだったら受けてみようかというような機会が、5年ごとにすればそういう機会が増えて、受診者数も増えるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども。

とにかく令和5年の時点では3,800人あったのが、もう半分近く減ってるっていうのをなかなか回復するっていうのは並大抵のことはないんじゃないかなというふうにちょっと私は感じるんですけども。

その辺りのところをもう一度検証されるということですけど、どうやって検証していくのか、またご説明していただけますでしょうか。

それと、古い話で申し訳ないんですけども、この令和5年度は事業見直しでね、たくさんの、議会で見直しが48事業、議会のほうのね、予算審査の折も48事業の見直しの資料が提出されました。

その中で健康福祉局の保健所予防課の事業は、難病患者と受診支援金、胃がんリスク判定、がん検診、広域連携の3事業の見直ししか記載されておりませんでした。

令和6年から始まったこの肝炎ウイルス検診の個別勧奨の10年刻みへの手法の見直しというのは、記載は、議会へ全然説明がね、されておりません。

約3,800人の方々が受診していた事業の見直しは、私の感覚では議会の予算審議に必要であった事柄ではないか

と思っておるんですけども、議会への説明の有無の判断はどのようにされたのか、お示ください。

それと、もう1点是非喫食児童の件ですけども、国の交付金がね、月額、児童がね、月額5,200円、なっております。それで、11か月分が交付されるということで、月額ですね、1人5,200円掛ける11。11か月ということで、1人5万7,200円の額となります。

給食停止している児童数っていうのが約100人ぐらいおると思うんですけども、それ掛ける100という形になると572万円になります。

その分を、今年度は給食事業で使用しているということになりますので、簡単に言うと、非喫食の児童分を食べている児童で分け分けしているという状況になっていて、給食食べてないご家庭にしてみたら非常に不公平なことになると思います。

この事業は、子育て世代の経済的負担の軽減を目的としている事業であるというそういう観点から、本市の現状は不公平そのものの状態になっております。

兵庫県下でも先ほど言いました西宮市とか神戸市、加古川市など、川西市とか、既に軽減を給付しているところがたくさんございますので、1日も早い、この給付の導入を求めたいと思います。

以上です、第2問。

○西本眞造議長

牛尾医監。

○牛尾光宏医監

お答えいたします。2点、ご質問、再質問していただいたかと思えます。

第1点目は今後どのように検証していくかということでございますが、議員ご指摘のように、確かに40歳ってのは非常にお忙しい世代があつて、子育てあるいは就労に携わってる方がほとんどでいらっしゃる。そういった中で、将来起こるかどうかも分からないがん検診を受けるという認識がなかなか低いものだと思いますが、それが言わば、がん検診における非常に難しい点でもあるわけでございます。すなわち、初期には全く症状がない。検診によってしか早期で捉えられないということでございます。

この検証でございますけれども、全体の年齢の中でやはり40歳、あるいはできればもっと若いほうがいいのかもしれませんけれども、できるだけ早期に受けていただくという傾向が、全体の中で収れんしていくかどうかということ

今後見ていきたいと思っております。それをするための方策をまた今後考えていかなければならないというふうを考えております。

2点目でございますけども、この肝炎ウイルス検診の対象の変更につきましては、事業を終了するものではなくて、運用上の見直しの変更であり、事務的な変更でございます。また、予算の再配分によって、胃がん検診の高度化や大腸がん検診の無料化を実施しております。

肝炎ウイルス検診の受診機会を担保しながら、胃がん、大腸がん対策を充実させ、がん検診全体の最適化として一連の予算内での組み換えがあったため、事務的な運用変更の範囲内として判断し、各事業の予算成立をもって説明に代えさせていただきました。

なお、令和5年の事業見直しは、市単独事業のうち経常事業を中心に、全庁的な視点から特に見直す必要のある事業を絞り込み、事前にお示ししたものであり、肝炎ウイルス検診につきましては県補助があり、これらの事業とは別に、予算編成過程において見直しを行ったものでございます。

いずれにいたしましても、議会への丁寧な説明に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○西本眞造議長

久保田教育長。

○久保田智子教育長

お答えいたします。

やむを得ない事情で給食を止めていらっしゃる方たちの中には、議員ご指摘のとおり不公平だというふうに感じていらっしゃる方もいらっしゃるんだろうと感じております。

繰り返しになりますが、近隣他市町の状況も参考にしながら、具体的な制度設計を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

以上で、白井義一議員の質疑・質問を終了します。